

タイトル:平成 25(2013)年度 教育セミナー

日時:平成 25 年 9 月 20 日(金)～23 日(月・祝)

場所:東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究 3 階 マルチメディア会議室(304)

「イスラーム法とイラン社会」

近藤 信彰(AA 研)

本講義では、講師の専門である 19 世紀テヘランにおけるイスラーム法と社会の関係に関する研究内容の紹介とその意義付けについて、論じた。過去の研究者は、サーサーン朝以来続く慣習法(ウルフ)こそがイラン社会で大きな役割を果たし、イスラーム法よりも優位にあったと主張した。19 世紀には、近代主義者たちはイランには成文法がないことを問題視し、憲法の制定を求めるようになるが、これに関する研究でもイスラーム法に言及されることはなかった。しかし、これらの見解は、先入観と皮相な印象論によるものであり、実際の法廷制度を研究すれば、異なった結論に達する。

そもそも、19 世紀のイランでは、慣習法法廷にあたる独立機関は存在しない。ディーヴァーンハーネという君主が会議や謁見を行う場所が、人々の陳情・訴願をも受け付けていたのである。19 世紀後半の法廷制度改革の結果、これは徐々に司法機関の体裁を整えていく。また、慣習法法廷が裁いていたとされる刑事事件は、州知事のレベルでその処理が決定された。ディーヴァーンハーネや州知事においては、行政的に処理できるものについては君主、法務大臣、知事が処理したが、それはイスラーム法に則っていることが前提であった。内容が法的に複雑な案件に関しては、シャリーア法廷に諮るのが通例であった。

一方、シャリーア法廷は、モジュタヘド個人に属し、記録もモジュタヘドごとにとられた。法廷記録によれば、彼らは主に売買・賃貸などの契約の公証を行い、不動産の登記者としての役割も果たしていた。厳密な裁判に関連する業務は少なく、むしろ、紛争の一方の側に要請されて、その法的権利を証明する文書を発給することの方が多かった。世俗権力との関係を含めて、モジュタヘドはイスラーム法の専門家として活躍していたのであり、単なる宗教者ではなかったのである。また、イスラーム法の適用の仕方、きわめて柔軟であった。たとえば、約款売買と言われる契約により、20%以上の利子を取る金銭貸借も頻繁に行われていた。

これらイスラーム法の社会との関係を端的に示すのはワクフ(宗教寄進)である。やはりシャリーア法廷で証書が作られたワクフは、法的に効力が永遠であり、そのため、社会への影響が大きい。19 世紀のテヘランではワクフが商人や職人、女性と幅広い階層に拡がり、小規模な主にイマームの服喪行事のためのものが多い。全体として見るならば、ワクフをきっかけに都市が整備されたわけではなく、都市が整備されたあとワクフが浸透してくるという形をとり、都市の発展よりもむしろ維持に貢献したと考えられる。

以上のような 19 世紀テヘランにおけるイスラーム法のあり方は、近代以前のイラン社会に関するイメージを一新するものである。現在のイランも、イスラーム共和制のもと、イスラーム法をいかに適用するかという課題を負っているが、19 世紀からイラン社会は同様の課題を負っていたことが明らかになる。その課題への対応の差違は、20 世紀以降のイスラームと社会の大きな変化を反映したものなのである。